

## 【京都市の色覚相談事業への申し込みの仕方】

●対象は、色覚相談を希望する、京都市立校（小・中・高）の児童生徒です。

●申し込み 学校から京都市教育委員会に申し込んでいただきます。

学校の色覚検査の結果、眼科受診を奨められ受診、あるいは直接受診された際、色覚相談を受けることを奨める場合は、眼科医療機関では、眼科基礎検査結果を記入した「色覚相談紹介状」を無料で発行し、（診療情報提供料、診断書料、文書料を請求しないこと。眼科検査については保険診療）当該生徒から養護教諭経由で学校長へ提出してもらいます。

学校長から京都市教育委員会に申し込み、日程（火曜日午後1時半・2時45分）が調整されます。

●検査と相談について

京都市子育て支援総合センター『こどもみらい館』の2階（〒604-0883 京都市中京区間之町通竹屋町下ル楠町601-1 京都市学校医会事務局 TEL：256-0351 FAX：241-3568）色覚相談室

において無料で実施、本人の他、保護者、養護教諭あるいは担任教諭の同伴が必要です。

行う検査は、

石原色覚検査表Ⅱ国際版38表・標準色覚検査表第1部先天異常用・パネルD-15・アノマロスコープ（低学年については原則実施せず）・ランタンテスト・色の確認表

です。

検査の後、保護者と養護教諭に、（中学生以上には本人にも）説明（結果、色覚異常とは何か、見え方の特徴、注意すべきこと等）、資料をお渡しします。

火曜日はこどもみらい館が休館日の為、駐車場の利用ができないので、公共交通機関を利用してください。

（地下鉄烏丸線丸太町駅5番出口より竹屋町通東へ2筋目の竹間公園の南側の建物）

<色覚相談紹介状の記載についての注意事項>

（紹介状は眼科医会HPよりダウンロードして使用してください）

●視力・細隙灯・眼底については、結果、所見を必ず記入してください。

（後天色覚異常をきたすような所見については必ず記入してください）

●眼圧・眼位・視野などは必要があれば実施して結果を記入（視野についてはコピー添付）してください。

●色覚検査は各医療機関で実施できる範囲でかまいませんので、実施した結果のコピー（石原表などの具体的な読み・パネルD-15の検査用紙に番号順に線をつなげた

もの）を必ず添えてください。

●「色覚診断名」は必ずしも記載されるには及びません。空欄のままでも結構です。

●屈折異常を有する児童生徒は、こどもみらい館での検査（仮性同色表は75cm、ランタンテストは3mの距離で検査します）の際、できるだけ眼鏡を持参させてください。